

神奈川県立横浜桜陽高等学校施設開放要綱

1. 趣旨

神奈川県立学校開放事業実施要領により、県立横浜桜陽高等学校における開放事業の詳細を定める。

2. 運営委員会の設置について

別に定める会則により、地域住民の代表を含めた「県立横浜桜陽高等学校開放事業運営委員会」を設置する。

3. 開放時間及び開放施設

開放施設	開放日及び時間
グラウンド	日曜日 : 午後 1時00分から 午後 5時00分まで
ソフトテニスコート	日曜日 : 午後 1時00分から 午後 5時00分まで
体育館	平日・土曜日 : 午後 7時00分から 午後 9時00分まで
	日曜日 : 午後 1時00分から 午後 5時00分まで
武道場	平日・土曜日 : 午後 7時00分から 午後 9時00分まで
	日曜日 : 午後 1時00分から 午後 5時00分まで

12月29日から1月3日までを除く。また12月28日の開放時間は午後5時までとする。

日曜日の午後については、原則開放日として開放を優先する。ただし、学校行事、部活動公式試合等、校長が特別に必要と認める行事がある場合は、開放しない場合がある。

上記以外の時間帯(土曜日・日曜日・祝日等)においても、学校運営に支障のない範囲で利用を認める場合がある。

4. 貸出用具等について

開放施設	運動種目	貸出用具等
グラウンド (テニスコートを含む)	サッカー(1面)	サッカーゴール
	テニス	支柱2組、ネット2張り
体育館	バスケットボール(2面まで)	
	バレーボール(2面まで)	支柱、ネット
	バドミントン(6面まで)	支柱、ネット
	卓球(8台まで)	支柱、ネット

その他利用可能なもの

- グラウンド、石灰小屋内...ライン引き、グラウンドレーキ、コートブラシ、石灰
- 体育館...モップ

5. 手続

(1) 申込

- 県内在住者または在勤者が利用希望日の属する月の前月の5日(5日が休日等の時は前開校日)までに申し込みを行ってください。
- 当年度初めて利用申し込みをするとき及び記載内容に変更が生じたときには「利用者名簿」を提出してください。

(2) 利用の決定

校長は、原則毎月前月の15日までに利用決定を行い、利用の調整結果を明記して、利用者に施設利用承認書を交付します。また承認書の郵送を希望される方は返信用封筒に切手を貼って申し込みを行ってください。

利用団体責任者は成人とし、利用にあたっては原則として参加してください。

なお、次の事実が判明した場合は、以後の使用や申込ができなくなることがあります。

- 虚偽の内容に基づいて申込をした場合
- 使用状況不良のとき、また施設利用日誌の記入又は提出がない場合
- その他、校長が不相当と認めた場合

(3) その他

大会開催など校長が特別に必要と認める場合は上記手続きによらず、利用を認める場合があります。

(4) 使用上の注意

使用団体責任者は、当日事務室にて施設利用承認書を提示し、必要な施設の鍵等を受領し、指定の出入口から入場してください。指定時間終了後は、施設利用日誌に必要事項を記載し、当該施設を清掃したうえ、施錠し、鍵等と日誌を所定の場所に返納した後、退出してください。

(5) 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。

* 5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧下さい。

6. その他

(1) 共通の注意事項

1. 使用する施設・用具等は丁寧に使用し、使用後は元の位置に戻しておいてください。
2. 施設、用具等の破損については、「施設・設備破損届」を速やかに提出してください。弁償していただく場合もあります。
3. 使用承認施設以外の施設には、立入禁止とします。
4. 使用後は清掃し、**ゴミ等は放置せずお持ち帰りください(校内のゴミ箱に捨てないでください)**。
5. 貴重品の管理は、各使用団体で責任をもってお願いします。
6. 車両は、所定の駐車場に停めて、グラウンド内には乗り入れないでください。
7. 履物は、使用の内容(グラウンド、体育館、テニスコート)に適したものを使用してください。
8. 更衣室はありませんのでご承知ください。
9. 使用中の負傷等の事故については、その団体の責任において適切に処置してください。
10. **中止するときは、前もって(当日でも可)連絡を必ずしてください。**
11. 学校敷地内は全面禁煙です。
12. 利用中は門扉を閉めてください。
13. 利用中に異常な事態に気づいたときは速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合には学校に報告してください(**施設利用日誌への記入、学校警備員もしくは警備会社に連絡など、緊急時連絡先参照**)。
14. 自動体外式除細動器(AED)は事務室前に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
15. 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全対策を講じてください。

(2) 体育館の注意事項

1. 使用時間を守ってください。
2. 体育館の電気料は、**納付期限内に必ず納めてください。**
3. 省エネのため、卓球場を使用しない場合は卓球場のスイッチを入れしないでください。
4. 使用後はモップで清掃してください。
5. 帰る際、体育館、卓球場の電気は必ず消灯してください。
6. **帰る際、戸締まり、鍵の施錠(体育館4ヶ所、午後7時以降に利用時間がある場合は正門も含みま)は厳守してください。**

(3) 武道場の注意事項

1. 使用時間を守ってください。
2. 帰る際、武道場の電気は必ず消灯してください。
3. **帰る際、戸締まり、鍵の施錠(2ヶ所、午後7時以降に利用時間がある場合は正門も含みます)は厳守してください。**

(4) グラウンド、テニスコートの注意事項

1. 雨などでグラウンドの状態が不良の場合は使用しないでください。
2. 使用後は、グラウンドレーキ、コートブラシ(本校施設のみ)で整備をしてください。

(5) その他詳細については、学校の指示に従ってください。

緊急時連絡先

緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

- ・警察 110
- ・消防 119
- ・病院

(平日) 生協戸塚病院 連絡先 045 - 864 - 1241

戸塚共立第一病院 連絡先 045 - 864 - 2501

(土日祝) 横浜市救急医療情報センター 連絡先 045 - 201 - 1199

(夜間) 横浜市救急医療情報センター 連絡先 045 - 201 - 1199

110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、学校職員もしくは学校警備員に連絡を入れてください。

夜間で学校職員等がない場合は警備会社 セコム(株)045 - 312 - 7330にご連絡ください。

付記 本要綱は平成18年7月20日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成19年3月5日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成20年7月11日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成21年1月1日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成21年8月1日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成24年4月1日から施行するものとする。